

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和6年4月1日 ～ 令和6年6月30日)

番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
1	宮城十條林産株式会社	宮城県仙台市青葉区八幡三丁目2ー7	令和6年6月18 日から令和6年8月17 日まで (2ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正 行為等に基づく 措置基準(不正 又は不誠実な 行為)	宮城十條林産株式会社は、令和3年7月5日に宮城北部森林管理署長と売買契約した立木販売箇所の伐採搬出にあたり、令和5年6月20 日、契約区域外である分収育林箇所のスギ立木外(スギ101 本、その他広葉樹1 本 材積85.34m3)を誤って伐採したものである。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2の贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16 号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。